

閲覧用

令和6年 第2回
神埼市農業委員会 定例総会議事録

令和6年2月6日
神埼市農業委員会

令和6年2月 第2回 神崎市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年2月6日（火）午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市役所 2階共用会議室

3 出欠者の状況

出席委員 12名

欠席委員 1名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	出
2	副会長	野田 豊	出
3	委員	嘉村尚文	出
4	委員	宮地恆代	欠
5	委員	中原和之	出
6	委員	貞島清秀	出
7	委員	重松秀明	出
8	委員	野副高司	出
9	委員	樋口康明	出
10	委員	井手元博	出
11	委員	島崎元次	出
12	委員	田中郁英	出
13	副会長	吉浦文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

8番 野副高司委員 9番 樋口康明委員

日程第2 会議書記の指名

事務局 事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 5件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 2件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4

年法律第56号)附則第5条第1項の規定に基づく神崎市農用地利用集積計画 所有権移転関係について 2件
議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定に基づく神崎市農用地利用集積計画 利用権設定関係について 18件
議案第6号 農振除外申請に伴う事前審査について 1件
議案第7号 非農地通知の発出について 1件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 7件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利
農政農地係 係長 大隈裕次

【農政水産課職員】

農業水産振興係 係長 片江享平

6 会議の概要

(開会)

事務局長

皆様、おはようございます。 本日も委員の皆様にはお忙しい中にご出席いただき、大変ありがとうございます。

本会におきましては、感染症等拡大防止に心掛け、円滑な議事の進行などご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和6年 第2回神崎市農業委員会定例総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会 長

皆様、おはようございます。 2月になって、いつまでこの寒さが続くかわかりませんが今インフルエンザがはやっているようで、もちろんコロナもありますから注意していただいて、農家や地域を回られることもおあるかと思いますが、体にも気を付けて過ごしていただきたいと思います。

只今から令和6年 第2回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は12名です。

4番 宮地委員より、欠席のご連絡を受けております。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、8番 野副委員と9番 樋口委員を指名します。

よろしくをお願いします。

議 長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議 長

○日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第7号までの、7議案の 30件です。

報告は、報告第1号の 7件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくをお願いします。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 申請番号1番は申請者の出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

議案書の1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。
申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号1番を議案書により説明】

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

申請地の所在は神埼町城原 字〇〇 〇〇番〇〇の畑1筆 155㎡
であります。 転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金な
どは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農地区分につきましては、中山間地域等
に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農
地であることから第2種農地と判断します。 また、転用許可基準につ
きましては、周辺の他の農地に立地することが困難な場合には許可し得る
に該当すると判断します。

位置図などにつきましては、4ページと5ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金につ
いては残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、
周囲に支障が無いよう計画されております。 また今回の申請地につ
きましては既に転用行為が行われているために追認での申請となり、始末
書を提出され反省されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号1番について、地区担当委員のご意見
をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第1号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者、事務局とともに1月27日に現地
の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適している
と思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区
の同意もありますので問題は無いと思います。

また、今回の申請は追認案件であり、既に〇〇されておりますが、始末
書を提出され反省されております。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第 1 号、申請番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第 1 号 申請番号 2 番は申請者の出席を求めず)

(議案第 1 号 農地法第 5 条関係)

議 長

次に申請番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 1 号、申請番号 2 番を議案書により説明】

申請番号 2 番、申請地の所在は神埼町城原 字〇〇 〇〇番〇〇の畑 1 筆 199㎡であります。 転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断します。 また、転用許可基準につきましては、周辺の他の農地に立地することが困難な場合には許可し得るに該当すると判断します。

位置図などにつきましては、6 ページと 7 ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号 2 番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第 1 号議案申請番号 2 番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者、事務局とともに 1 月 27 日に現地

の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、申請番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第1号 申請番号3番は申請者の出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

議案書の2ページをお願いします。

申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号3番を議案書により説明】

申請番号3番、申請地の所在は千代田町用作 字〇〇 〇〇番〇〇の外1筆の田1筆、畑1筆の計2筆 511㎡であります。 転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外につきましては平成23年12月に決定済であり、農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては、住宅で集落に接続して設置されるものに該当すると判断します。

位置図などにつきましては、8ページと9ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書・融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済

んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号3番について、地区担当委員の意見ををお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

この申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者、事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、申請番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第1号 申請番号4番は申請者の出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

次に申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号4番を議案書により説明】

申請番号4番、申請地の所在は千代田町崎村 字〇〇 〇〇番〇〇の畑
1筆 155㎡及び一体利用となる宅地2筆 450.78㎡の計 6
05.78㎡であります。転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の

用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外につきましては令和5年12月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良事業施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断します。また、転用許可基準につきましては、既存の施設の2分の1以内の拡張に該当すると判断します。

位置図などにつきましては、10ページと11ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号4番について、地区担当委員の意見を願います。

委 員【地区担当委員の意見】

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者、事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、申請番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第1号 申請番号5番は申請者の出席を求めず)
(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

次に申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号5番を議案書により説明】

申請番号5番、申請地の所在は脊振町服巻 字〇〇 〇〇番〇〇の田1筆 250㎡であります。転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外につきましては令和5年12月に決定済であり、農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。また、転用許可基準につきましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合には許可し得るに該当すると判断します。

位置図などにつきましては、12ページと13ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号5番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第1号議案の申請番号5番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員2名、申請者、事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

委 員

すいませんが、申請事業者が千代田町ということですが全然存じておりませんでしたので説明していただけますか。

(他の委員が応答)

委 員

申請事業者は私の地区出身で内容は私も知っているので申します。

以前の農地転用申請で施設整備の許可を受けた事業者ですが、彼はゼネコンの経歴があり、その後も各地で様々な事業に関わっていたわけですが、この〇〇関係をする事になって、私たち地区の者も見学しましたが、水を河川から引き入れて〇〇利用後は再び戻すというもので、既にここに施設は設置しているわけですが、施設の建設や管理などで進入路が必要になりましたのでそれを設置することと、駐車場が無かったんですが地権者がこの土地に停めていいよってことになったので、土地を管理することも含めて今回の申請になったということです。できればこの土地を全部使ってほしいと言われたそうですが、まず必要な分を申請すると聞いておりました。

現地は施設見学に行っても駐車場が無くて、道に停めるのもですね。

管理の上でも駐車場は必要だよって伝えていました。 以上です。

議 長

私も何度か現地に行きましてですね、現地で社長と会って、これは子供たちなどに見学させたら良い。 でも見学に来た時に車が停められないねって。 確保した方が良いつてお願いしておりました。

(他に質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、申請番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第2号 申請番号1番は申請者の出席を求めず)

(議案第2号 農地法第4条関係)

議 長

次に議案書の14ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 2 号、申請番号 1 番を議案書により説明】

申請番号 1 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。申請地の所在は脊振町服巻 字〇〇 〇〇番〇〇の田 1 筆 2, 4 9 9 m²であります。転用の目的や理由、申請者、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断します。また、転用許可基準につきましては、周辺の他の農地に立地することが困難な場合には許可し得るに該当すると判断します。

位置図などにつきましては、15 ページと 16 ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号 1 番について、地区担当委員のご意見ををお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第 2 号議案の申請番号 1 番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員 2 名、申請者、事務局とともに、1 月 29 日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第 2 号、申請番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第2号 申請番号2番は申請者の出席を求めず)

(議案第2号 農地法第4条関係)

議 長

次に申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、申請番号2番を議案書により説明】

申請番号2番、申請地の所在は神埼町城原 字〇〇 〇〇番〇〇の畑1筆 461㎡であります。 転用の目的や理由、申請者、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。 また、転用許可基準につきましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合には許可し得るに該当すると判断します。

位置図などにつきましては、17ページと18ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。

また今回の申請地につきましては既に転用行為が行われているために追認での申請となり、顛末書を提出され反省されております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号2番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第2号議案の申請番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者、事務局とともに1月26日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

また、今回の申請は追認案件であり、既に利用されておりますが、顛末書を提出されております。 みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第 2 号、申請番号 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第 3 号 農地法第 3 条関係)

議 長

次に、議案書の 19 ページをお願いします。

議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 3 号、議案書を基に説明】

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。

1 番につきましては、譲り受け人が長年の借り受けている自宅隣接の農地を譲り受けるものであります。

位置図などは 20 ページに添付しております。

許可申請の要件は、農地法第 3 条の各号にある許可基準を満たしております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

委 員

申請内容についてですが、売買単価がえらく高いように思えますが理由があるのですか。

事務局

ご質問があるかと思い、備考欄に総額を記しております。

申請は総額でしたので、面積で割り 10 a 当りに直しますとこの価格になります。

譲り受ける方としては、少し譲り渡しされる方を考えてこの価格になされたんじゃないかと思っております。 10 a 当り単価ではなく総額であることは申請時に何度も確認しました。 以上です。

委員

現地を知っていて、周りが段々畑で傾斜もあるのでこの単価は気になったんです。 受け手もだいぶ気をつかったんでしょうね。 双方でちゃんと協議されたのならば問題ないです。

(他に質疑等無し)

議長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決します。 議案第 3 号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第 4 号 基盤強化促進法第 18 条第 1 項 所有権移転関係)

議長

次に、議案書の 21 ページをお願いします。

議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画、所有権移転関係について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 4 号、議案書を基に説明】

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法等の一部改正法の規定に基づく神崎市農用地利用集積計画 所有権移転関係について説明いたします。

これは、佐賀県の農地中間管理機構である佐賀県農業公社の受託事業で、農地の譲り渡し人の申出により、農地のあっせん売買を委ねられた農振・農用地区域内の農地について、地区担当委員などによる調整活動

を経て、地域の担い手農業者などへ農地を集積・集約する目的で行うものであります。

議案書の左から、申請農地の所在、地番、地目、面積、10a当たりの価格、譲り渡し人、譲り受け人、利用目的、売買価格、そして移転や引渡の時期となっております。

1番につきましては、1月の定例総会でご承認いただき、佐賀県農業公社（佐賀県農地中間管理機構）が一時買入れた農地を、この地域で、他の認定農業者と連携して農地集積を図りたい認定農業者を譲り受け人とするものであります。位置図は22ページに添付しております。

2番は、譲り渡し申出があった農地について、同地域の認定農業者を譲り受け予定人として売買調整が成立したもので、今回は譲り渡し人より佐賀県農業公社が農地を一時買入れるものであります。こちらの位置図は23ページに添付しております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）

議 長

私からよろしいでしょうか。申請1番は買受人は他の地区の認定農業者なので、当地区では受け人がいなかったということですよね。

事務局

そうですが、買受人がこの地域で農地を集積したいとの意向は持ってありました。また周辺の認定農業者と協同して営農の規模拡大を図っていることも把握しています。

委 員

調整委員として買受人を探しましたが、周辺の担い手農業者は賃貸借により農地集積はするけど買いまではしないといった意向が強かったんです。調整金額で買受ける者がこの買受人の他はいなかったのが事実ですね。

議 長

この買受人は営農のやり方がですね、彼の地元でもちょっと周囲と調和できていないことがあるんですよ。水路等の管理などですね。ちょっと気になってですね。

委 員

あの辺りは神埼地区の担い手農業者が耕作地を拡げていますから、きっとそこと協力してやられるんでしょう。 彼等はWC Sやじゃがいもなど作付を拡大していますからね。

議 長

そういうことならばその方がいいんですが。 連携する農家がちゃんとしていけばですね。 農地を活かす者に繋がってほしいものです。

事務局

この買受人の方にはよく意見を伺っています。 今後拡大したい作付品目にはこの地域の土壌が適しているとのことで、この地域でもっと農地を集積したいとの意向があらわれました。 でも地域の営農組織との協調を図ってもらいたい、そして自身の経営状況の安定と土台の強化をお願いしたいとも伝えました。

(農業者同士の連携強化などについて委員から意見あり)

(他に質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり決定します。

(議案第5号 基盤強化促進法 農用地利用集積計画 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第5号をお願いします。

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

(総括表の説明)

議 長

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書の総括表を基に説明】

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

法令に基づき農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、となっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

議案書1ページの利用権設定関係総括表を説明いたします。

神埼町、新規4件、再設定7件の計11件 内訳は、田24筆の 42, 834. 74㎡

千代田町、新規5件、 内訳は、田7筆の 18, 178㎡

脊振町、新規2件 内訳は、田2筆の 4, 741㎡

神埼市の合計は18件 内訳は、田33筆の 65, 753. 74㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページからの農用地利用集積計画、神埼町新規の申出について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書2ページと3ページの、神埼町新規の申出について説明いたします。 申請内容は、左から、土地の所在、地番、地目、面積、10aあたりの賃料、設定する利用権の種類、貸付人、借受人、そして利用目的、借賃料、設定の始期、終期となっております。

設定する内容は3ページにございます、田7筆の 14, 748㎡であります。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ここで、利用権設定の申出案件と報告1号「賃貸借権等の合意解約の通知の確認」案件との関係で確認あり)

(他に質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり決定します。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

次に、議案書4ページからの農用地利用集積計画、神埼町再設定の申出について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書4ページから7ページまでの、神埼町再設定の申出について説明いたします。

設定する内容は7ページにあります、田17筆の 28,086.74㎡であります。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

委 員

1件賃料が高額な申出があるけど、これは間違いじゃないですね。

事務局

質問があるかと思っていました。 ここは施設園芸用地でハウスが建っていて、最初にここで営農を始められた方が諸事情でやめられまして、そのあとまた新規に若い始められる方が施設ごと引き継ぐという形になったものです。

委 員

それなら納得できます。 それだと(借賃料の)設定が高いもんね。

議 長

ハウス建ったままでだったら、これは安いね。

(他に質疑等無い模様)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

次に、議案書８ページからの農用地利用集積計画、千代田町新規の申出について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第５号、議案書を基に説明】

議案書８ページと９ページの、千代田町新規の申出について説明いたします。設定する内容は９ページでございます、田７筆の １８，１７８㎡であります。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

(農用地利用集積計画の審議)

次に、議案書 10 ページの、農用地利用集積計画、脊振町新規の申出について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 5 号、議案書を基に説明】

議案書 10 ページの、脊振町新規の申出について説明いたします。

設定する内容は、田 2 筆の 4, 741 m²であります。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し、異議なしの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、脊振町新規の申出について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

(農政水産課担当者が入室、着席を確認)

(議案第 6 号 農振除外申請に伴う事前審査)

議 長

次に、別冊の議案第 6 号をお願いします。

農振除外申請に伴う事前審査について、農政水産課の説明を求めます。

農政水産課 【議案第 6 号、議案書を基に説明】

農政水産課の片江と申します。よろしくお願いします。

それでは、議案第 6 号神埼市農業振興地域整備計画の変更に伴う事前審査について説明いたします。

この事前審査は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定により、農業振興地域整備計画を変更するうえで、担い

手への農地集約や団地化など、農地利用を適切に行うために農業委員会に意見を聞くことを目的としております。

それでは、着席して説明させていただきます。

資料1 ページの農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更協議総括表をお開きください。

千代田町 1 件が、農用地区域からの除外申請となっております。

申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

今回の申請につきましては、千代田町用作 ○○地区に○○として、田1筆で、面積3, 461㎡の申請となっております。

詳細については、資料3 ページ目以降の確認をお願いします。

神崎市農業振興地域整備計画の変更に伴う事前審査に関する説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑など無し、異議なしの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農振除外申請に伴う事前審査について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員承認であります。よって本件は、原案のとおり承認します。

農政水産課の担当者は退出してください。おつかれさまでした。

(農政水産課説明者の退室を確認)

(議案第7号 非農地通知関係)

議 長

次に、別冊の議案第7号をご覧ください。

非農地通知の発出について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 7 号、議案書を基に説明】

議案第 7 号 非農地通知の発出について説明します。

これは、既に非農地判断した荒廃農地のうち、土地所有者などより非農地化の同意及び申請があったものについて、申請内容の確認や再度の現地確認により非農地であると判断し、正式に「非農地通知」を発出するものでございます。

議案書は左から、土地の所在、地番、地目、面積、遊休農地の区分、現地確認の状況、所有者（申請者）となっております。

今回の申請については 1 件、畑 1 筆の 1, 0 9 6 m²であります。

これは、以前より現況が山林原野化した荒廃農地であるとしていたものです。

添付資料として、次ページ以降に位置図と現地確認の状況を添付しております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ここで現地確認した委員より状況報告の補足あり)

(他に質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。非農地通知の発出について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第 1 号をご覧ください。

報告第 1 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の確認についての報告です。事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第 1 号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
ご報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

内容は、農業経営基盤強化促進法や農地中間管理事業法による賃貸借権などの利用権設定の合意解約で、借り手の変更や農地の所有権移転などのために行われたものであります。先ほどの利用権設定関係とも関りがありました。報告は以上です。

議 長

説明が終わりました。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは報告第1号については以上で終わります。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。
これをもちまして、令和6年 第2回神崎市農業委員会総会を閉会します。
ご審議ありがとうございました。

10時 40分 閉 会